

船指監第2061号
令和7年12月22日

市内 介護保険事業所等 管理者様

船橋市 指導監査課長

指定申請書類の申請期限の変更について

日頃より市政にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。
標記の件につきまして、本市における取扱いを下記の通り変更いたしますので、ご確認くださいますようお願ひいたします。

記

1. 対象となるサービス

訪問・通所系サービス	訪問介護・第一号訪問事業（総合事業） 訪問入浴介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所介護・第一号通所事業（総合事業） 通所リハビリテーション 福祉用具貸与 特定福祉用具販売 居宅介護支援
------------	--

※地域密着型サービス及び介護予防支援は変更ありません

2. 変更の内容

下表のとおり、指定申請書類の提出期限を現行の前月 15 日から前々月の末日へ変更します。

	変更後	変更前
前々月 15 日まで	消防法令適合状況確認申請（該当するサービスのみ）	消防法令適合状況確認申請（該当するサービスのみ）
前々月末日まで	<u>指定申請書類の提出期限</u>	
前月 15 日まで		<u>指定申請書類の提出期限</u>
前月 1 日～末日	審査	
前月 16 日～末日		審査
当月 1 日	指定	指定

3.変更期日

令和8年4月1日指定分から

※変更に伴う、具体的な変更スケジュールは下表のとおりです。

手続きの内容	1月指定分 提出期限等	2月指定分 提出期限等	3月指定分 提出期限等	4月指定分 提出期限等	5月指定分 提出期限等	6月指定分 提出期限等
消防法令適合 状況確認申請 (該当するサー ビスのみ)	11月15日 (土)	12月15日 (月)	1月15日 (木)	2月15日 (日)	3月15日 (日)	4月15日 (水)
指定申請 書類提出	12月15日 (月)	1月15日 (木)	2月15日 (日)	2月28日 (土)	3月31日 (火)	4月30日 (木)
指定	1月1日	2月1日	3月1日	4月1日	5月1日	6月1日

※締切日が閉庁日の場合はメール等の電子申請のみ受付(来庁の場合は直前の開庁日)

4.問い合わせ先

〒273-0011

船橋市湊町 2-8-11 市役所別館 2階

船橋市 指導監査課 指導監査第三係

Tel:047-436-2782 Fax:047-436-2139

Mail:kaigoshitei@city.funabashi.lg.jp